

れいたく苑居宅介護支援事業所重要事項説明書及び同意書

〈令和7年4月1日現在〉

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者の実施主体について

事業者名称	社会福祉法人麗沢会
代表者氏名	理事長 中 舘 幸 子
所在地 (連絡先及び電話番号等)	岩手県滝沢市高屋敷15番地 電話番号 019-684-1951・ファックス番号 019-684-1952
法人設立年月日	昭和55年12月25日
経営理念	・ ご隠居様の別宅としての施設運営 ・ 愛（情熱）、心（創造）、力（技能）の精神の高揚 ・ 高齢者文化の創造 ・ 地域と密着した社会福祉事業の展開
経営方針	・ 経営基盤の安定を図り『健全な経営』を目指します。 ・ 個別のニーズを大切に『サービスの向上』を目指します。 ・ 教育体制の充実を図り『人材の育成と確保』を目指します。 ・ 施設の有機的的事业をととして『地域福祉の支援』を目指します。

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	れいたく苑居宅介護支援事業所
介護保険指定事業所番号	0372100040
事業所所在地	岩手県滝沢市高屋敷15番地
連絡先	電話番号 019-684-5227・ファックス番号 019-601-3552
事業所の通常の事業の実施地域	岩手県滝沢市・岩手県盛岡市（猪去）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	1 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日 営 業 時 間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分。 ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までの年末年始を 休日とします。 上記営業日、営業時間の他、24時間連絡が可能な体制とします。
---------------------------------	--

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	関 口 真 弓（常勤兼務・主任介護支援専門員）
-------	-------------------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1 人 (兼務)
介 護 支 援 専 門 員	サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。	3 人以上

3 居宅介護支援の内容

(1) 居宅介護支援の内容

居宅介護支援の内容	
アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身状態やケアプランに位置づけたサービスの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や、利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は原則業務範囲外となります。これらの要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介しします。

居宅介護支援の内容	
居宅介護支援の業務 範囲外の内容	・救急車への同乗
	・入院時の手続きや生活用品調達等の支援
	・家事や服薬管理等の代行業務
	・身体介護
	・金銭管理（ＡＴＭでの払戻しや支払いの他、探し物や買い物も含む）

4 利用料について

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものと
し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、一旦、1 ヶ月当たりの料金
をお支払いいただき、事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることが
できます。

【居宅介護支援費】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無 料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費（Ⅱ） 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費（Ⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

【加算】以下の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件等	加算額
初回加算	①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス 計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅 サービス計画を作成する場合	3,000円/月
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対 して必要な情報を提供した場合	2,500円/月
入院時情報 連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した日の翌日または翌々日に、医療機 関の職員に対して必要な情報を提供した場合	2,000円/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必 要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回 受けて、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用 に関する調整を行った場合	4,500円/回
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必 要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けて、居 宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調 整を行った場合	6,000円/回
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必 要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回 以上受けて、居宅サービス計画を作成し、サービスの 利用に関する調整を行った場合	6,000円/回

退院・退所加算(Ⅱ)口	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合	7,500円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合	9,000円/回
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円/月
特定事業所加算(Ⅱ)	専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置、「利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	4,210円/月

【減算】以下の要件に該当する場合、居宅介護支援費が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず一定の要件に該当した場合	基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	正当な理由なく、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与または地域密着型通所介護の事業所の割合が80%を超える場合	2,000円/月
高齢者虐待防止法措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合	基本利用料の1%
業務継続計画(BCP)未策定減算	感染症もしくは災害のいずれか、または両方の「業務継続計画」が未作成の場合	基本利用料の1%

【その他】

① 交通費	訪問時の交通費はかかりません。
② 解約料	契約を解約する際の料金は一切かかりません。

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅サービス計画は利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者またはその家族はケアプランに位置づける居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることができます。併せて居宅サービス事業者をケアプランに位置付けた理由を求めることも可能です。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (4) 利用者が病院等に入院する場合は、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携を図る必要がありますので、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に申し出て下さるようご協力をお願いします。

7 サービスの利用方法について

(1) サービスの利用開始

契約締結後、サービス開始となります。

(2) サービスの終了

① 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保険施設等に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援と認定された場合

ウ 利用者が死亡した場合

② 利用者からの契約解除の申し出

希望する日の 7 日前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

③ 事業所からの契約解除の申し出

ア やむを得ない事情により、事業所を閉鎖または縮小する場合

その場合は、利用者に対して、終了 1 カ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を提供します。

イ 6 ヶ月以上に渡ってサービスの利用がない場合

ウ 利用者、その身元引受人、家族またはその他の関係者が、本契約を継続し難いほどの背信的行為を行った場合

エ その他、本契約に対する重大な違反があった場合

8 相談・苦情窓口

提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとしします。

(1)相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。ご遠慮なく担当者まで お申し出下さい。

相談窓口	担当者氏名	管理者（主任介護支援専門員） 関 口 真 弓		
		主 任（主任介護支援専門員） 多 田 早 苗		
	電 話 番 号	019-684-5227	FAX 番 号	019-601-3552

(2)その他

当事業所以外に、市町村及び岩手県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に対しても苦情を申し立てることができます。

滝沢市福祉部高齢者福祉課	所 在 地	岩手県滝沢市中鵜飼 55
	電話番号	019-656-6522
盛岡市保健福祉部介護保険課	所 在 地	岩手県盛岡市内丸 12-2
	電話番号	019-651-4111
岩手県国民健康保険団体連合会介護保険課分室	所 在 地	岩手県盛岡市大沢川原 3 丁目 7-30
	電話番号	019-604-6700

9 秘密保持と個人情報保護について

秘密の保持について	①事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。 ②事業所及び職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。 ④業務上知り得た利用者またはその家族秘密を保持させるため退職後においてもその秘密を保持する旨を、雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業所は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を使用しません。 ②利用者またはその家族の個人情報が含まれる記録物の管理に注意し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 事故発生時の対応方法

- (1) 当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、管理者、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所が利用者に対して提供した居宅介護支援により、生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意または過失によらない時はこの限りではありません。

1 1 高齢者虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のために対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果を職員に周知します。
- (2) 虐待防止のために指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための研修会を定期的に実施します。
- (4) 上記を実施するために専任の担当者を配置します。

高齢者虐待防止担当者	管理者（主任介護支援専門員）	関 口 真 弓
------------	----------------	---------

1 2 身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 3 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4 感染症の予防及び蔓延対策

感染症の発生及び蔓延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及び蔓延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	主任（主任介護支援専門員）	多 田 早 苗
--------------	---------------	---------

1 5 ハラスメント防止対策

当事業所は、働く職員の安全確保及び安心して働き続けられる職場環境構築のため、ハラスメントの防止に向けた取組みを推進します。

- (1) 利用者そのご家族等による、当事業所の職員、取引先業者、他の利用者等に対する理不尽なクレームや言動は組織として許容しません。理不尽なクレームや言動には以下のような行為が挙げられますが、これに限られるものではありません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意にそわない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- (2) ハラスメントと判断された場合には、関係機関への報告・連絡・相談及び利用契約の解除等、必要な措置を講じる場合があります。

1 6 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17 サービスの利用状況について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は別紙のとおりです。

18 当法人関連事業

(1) 介護保険事業

① 介護給付

No.	事業名	施設名	所在地
1	指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホームれいたく苑	滝沢市
2	指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホームたきざわの家	滝沢市
3	介護老人保健施設	老人保健施設湯の里にのへ	二戸市
4	介護老人保健施設	老人保健施設花の里かるまい	軽米町
5	特定施設入居者生活介護	ケアガーデン高松公園	盛岡市
6	特定施設入居者生活介護	ケアハウス麗沢	盛岡市
7	特定施設入居者生活介護	ケアハウスにのへ	二戸市
8	短期入所生活介護	れいたく苑ショートステイ	滝沢市
9	短期入所生活介護	アネックスれいたく短期入所生活介護	滝沢市
10	短期入所療養介護	湯の里にのへ	二戸市
11	短期入所療養介護	花の里かるまい	軽米町
12	通所介護	れいたく苑デイサービスセンター	滝沢市
13	通所介護	湯の里にのへデイサービスセンター	二戸市
14	通所介護	ケアガーデン高松公園	盛岡市
15	通所介護	わガーヤにのへ横丁	二戸市
16	通所リハビリテーション	湯の里にのへ	二戸市
17	通所リハビリテーション	花の里かるまい	軽米町
18	訪問リハビリテーション	湯の里にのへ	二戸市
19	訪問介護	わガーヤにのへ横丁	二戸市
20	指定居宅介護支援	れいたく苑居宅介護支援事業所	滝沢市
21	指定居宅介護支援	湯の里にのへ	二戸市

② 予防給付

No.	事業名	施設名	所在地
1	介護予防短期入所生活介護	アネックスれいたく短期入所生活介護	滝沢市
2	介護予防短期入所療養介護	湯の里にのへ	二戸市
3	介護予防短期入所療養介護	花の里かるまい	軽米町
4	介護予防特定施設入居者生活介護	ケアハウス麗沢	盛岡市
5	介護予防特定施設入居者生活介護	ケアハウスにのへ	二戸市
6	介護予防通所リハビリテーション	湯の里にのへ	二戸市
7	介護予防通所リハビリテーション	花の里かるまい	軽米町
8	介護予防訪問リハビリテーション	湯の里にのへ	二戸市

③ 地域密着型事業

No.	事業名	施設名	所在地
1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム花の里かるまい	軽米町
2	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護花の里かるまい	軽米町

④ 介護予防・日常生活支援総合事業

No.	事業名	施設名	所在地
1	第一号通所事業	れいたく苑デイサービスセンター	滝沢市
2	第一号通所事業	ケアガーデン高松公園	盛岡市
3	第一号通所事業	湯の里にのへ	二戸市
4	第一号通所事業	わガーヤにのへ横丁	二戸市
5	第一号訪問事業	わガーヤにのへ横丁	二戸市

(2) 介護保険外事業（老人福祉法）

No.	事業名	施設名	所在地
1	軽費老人ホームケアハウス	ケアハウス麗沢	盛岡市
2	住宅型有料老人ホーム	わガーヤにのへ横丁 (自立支援ハウス・介護支援ハウス)	二戸市

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

利用者に対して、重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業所	事業所 管理者	れいたく苑居宅介護支援事業所 関口真弓 印
	説明者	印

事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

この重要事項説明書の同意年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

利用者	住所	
	氏名	印

身元引受人	住所	
	氏名	印 続柄：

第二身元 引受人	住所	
	氏名	印 続柄：